

平成27年度税制改正に関する要望と与党税制改正大綱の結果

平成27年4月9日
(公社)全日本トラック協会

要望事項	平成27年度与党税制改正大綱の内容 ※()内は大綱の該当ページ
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	
(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について旧暫定税率の廃止、少なくとも燃料価格高騰時における旧暫定税率の課税停止措置の発動	・平成21年度に軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は受け入れられなかった。
(2) 自動車税における営自格差見直し反対	・自動車税における営自格差の見直しは阻止することができた。
(3) 自動車取得税廃止の代替となる新たな税負担反対	・平成26年度与党税制改正大綱において「消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する」とされていたが、消費増税が延期されたことに伴い、「消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」とされた。(P8)
(4) 自動車重量税の道路特定財源化	・「平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる」旨明記された。(P8)
2. 法人実効税率引下げに伴う代替財源に係る中小企業への負担増大の反対	・法人事業税における外形標準課税については、既に適用されている資本金1億円超の法人に対する標準税率を引き上げることとされたが、中小企業に対しては適用されないこととなった。(P65) ※標準税率は別紙3参照
3. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用について、要望は受け入れられなかった。
4. 税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大	・要望は受け入れられなかった。なお、「中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う」とされた。(P5)
5. 優遇措置の延長及び拡充	
(1) ASV(先進安全自動車)技術を搭載したトラックに対する自動車重量税・自動車取得税の特例措置の延長及び拡充	・別紙1参照。(P99~101)
(2) 自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税の延長及び拡充	・別紙2参照。(P89~93)
(3) 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長及び拡充	・対象となる天然ガス自動車用天然ガス充填設備の取得価額要件を4,000万円以上(現行2,000万円以上)に引き上げた上、適用期限が2年延長された。(P57)
(4) 協同組合等における貸倒引当金の特例措置の延長及び拡充	・協同組合等の貸倒引当金の特例が2年延長された。(P75)

平成27年度予算に関する要望と平成26年度補正予算・平成27年度予算の内容

要望事項	平成26年度補正予算・平成27年度予算の内容
1. 高速道路料金の更なる引下げ	<p>1. 平成26年度補正予算等(合計562億円) 平成26年度補正予算は平成27年2月3日に国会で成立した。トラック運送事業関係では、以下の内容が措置された。</p> <p>①平成26年度(平成27年3月)末で期限を迎える高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充について(最大割引率40%→50%)、507億円が措置され、さらに1年間延長されることとなった。(継続)</p>
2. 燃料価格高騰に対する補助制度の創設	<p>②平成25年度補正予算の執行残20億円を、特別対策として環境対応車導入補助に活用することが認められた。</p> <p>③環境対応車導入補助について、30億円が措置された。対象事業者の要件について、100両以下事業者に緩和される。(継続・要件緩和)</p>
3. 北海道～本州間のフェリー等利用に対する補助・助成の創設	<p>④燃料貯蔵設備の導入補助について、5億円が措置された。(新規)</p> <p>2. 平成27年度予算 平成27年度予算は、平成27年4月9日に国会で成立した。トラック運送事業関係では、以下の内容が措置された。</p>
4. 環境対策及び省エネ対策のための助成	<p>①環境対応車普及促進対策事業(継続・4.8億円)</p> <p>②事故防止対策支援推進事業(継続・10億円)</p> <p>③人材の確保・育成に向けた取組の推進(新規・0.8億円)</p>
5. 交通安全対策のための助成	<p>④環境対応車の導入補助(継続・29.7億円) <環境省連携事業></p> <p>⑤EMS機器等の導入補助(継続・51.1億円の内数) <経済産業省連携事業></p>

先進安全自動車(ASV)に係る特例措置の延長・拡充について

○対象要件の拡充

- ・対象装置に車両安定性制御装置を追加
- ・対象車両に車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック及び5トン以下のバスを追加

○期間の延長

- ・自動車重量税の特例措置は3年間、自動車取得税の特例措置は2年間(※)延長 ※消費税10%への引上げ時(平成29年4月予定)まで

特例の内容			特例の対象			
	自動車重量税	自動車取得税	対象車両	車両総重量	ASV装置	
1装置装着	50%軽減(初回のみ)	取得価額から 350万円控除	トラック	8トン超22トン以下 <u>3.5トン超8トン以下(拡充)</u>	衝突被害 軽減ブレーキ	<u>車両安定性 制御装置 (拡充)</u>
両装置装着	<u>75%軽減(初回のみ)</u>	<u>取得価額から 525万円控除</u>	バス	5トン超12トン以下 <u>5トン以下(拡充)</u>		

※車両総重量20トン超22トン以下のトラックについて、1装置装着の特例期間は平成28年10月31日まで

平成28年11月1日以降は両装置装着に限り、自動車重量税:50%軽減(初回のみ)、自動車取得税:取得価額から350万円控除

自動車重量税

○平成27年5月以降
 <エコカー減税の見直し>(H27.5~H29.4)

【車両総重量が2.5t以下のトラック・バス】(ガソリン車)

対象車	初回車検
電気自動車 等	免税※
H17年排ガス規制75%低減	
H27年度燃費基準+20%達成	免税※
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%
H27年度燃費基準達成	▲50%

※初回車検免税の場合は、2回目も免税

対象車	初回車検
電気自動車 等	免税※
H17年排ガス規制75%低減	
H27年度燃費基準+25%達成	免税※
H27年度燃費基準+20%達成	▲75%
H27年度燃費基準+15%達成	▲50%
H27年度燃費基準+10%達成	▲25%
H27年度燃費基準+5%達成	▲25%

- ・消費税率10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化。
- ・平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

【車両総重量が2.5tを超えるトラック・バス】

対象車	内容	
電気自動車 等	免税※	
H21年排ガス規制 NOx・PM10%低減		
H27年度燃費基準	+10%達成	免税※
	+5%達成	▲75%
	達成	▲50%
H21年排ガス規制適合		
H27年度燃費基準	+10%達成	▲75%
	+5%達成	▲50%

※3.5t以下ガソリン車については省略

対象車	内容	
電気自動車 等	免税※	
H21年排ガス規制 NOx・PM10%低減		
H27年度燃費基準	+15%達成	免税※
	+10%達成	▲75%
	+5%達成	▲50%
	達成	▲25%
H21年排ガス規制適合		
H27年度燃費基準	+15%達成	▲75%
	+10%達成	▲50%
	+5%達成	▲25%

本則税率
 適用車見直し
 (H27.5~H29.4)

対象車
エコカー減税対象車

対象車
・エコカー減税対象車
・H27年度燃費基準達成車(新車に限る)※

※平成17年排ガス規制75%低減

自動車取得税

○平成27年4月以降
 <エコカー減税の見直し>(H27.4~H29.3)

【車両総重量が2.5t以下のトラック・バス】(ガソリン車)

対象車	内容
電気自動車 等	非課税
H17年排ガス規制75%低減	
H27年度燃費基準+20%達成	非課税
H27年度燃費基準+10%達成	▲80%
H27年度燃費基準達成	▲60%

対象車	内容
電気自動車 等	非課税
H17年排ガス規制75%低減	
H27年度燃費基準+25%達成	非課税
H27年度燃費基準+20%達成	▲80%
H27年度燃費基準+15%達成	▲60%
H27年度燃費基準+10%達成	▲40%
H27年度燃費基準+5%達成	▲20%

○消費税率10%引上げ時
 <自動車取得税の廃止>
 <環境性能割の導入>

- ・自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するもの。
- ・省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、税率が0~3%の間で変動する仕組み。
- ・平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

【車両総重量が2.5tを超えるトラック・バス】

対象車	内容	
電気自動車 等	非課税	
H21年排ガス規制 NOx・PM10%低減		
H27年度燃費基準	+10%達成	非課税
	+5%達成	▲80%
	達成	▲60%
H21年排ガス規制適合		
H27年度燃費基準	+10%達成	▲80%
	+5%達成	▲60%

※3.5t以下ガソリン車については省略

対象車	内容	
電気自動車 等	非課税	
H21年排ガス規制 NOx・PM10%低減		
H27年度燃費基準	+15%達成	非課税
	+10%達成	▲80%
	+5%達成	▲60%
	達成	▲40%
H21年排ガス規制適合		
H27年度燃費基準	+15%達成	▲80%
	+10%達成	▲60%
	+5%達成	▲40%

【参考】法人事業税における外形標準課税の拡大について

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人の法人事業税の標準税率を以下のとおりとする。

		現 行	改正案	
			平成27年度	平成28年度～
外形標準課税	付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
	資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注1) 所得割の税率右のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割にかかる税率については、軽減税率の適用はない。

【参考】所得拡大促進税制の拡充について

企業に賃上げを促すため所得拡大促進税制の要件を緩和するとともに、法人事業税の外形標準課税においても新たに所得拡大促進税制を導入する。

【①所得拡大促進税制における給与総額増加要件の緩和】

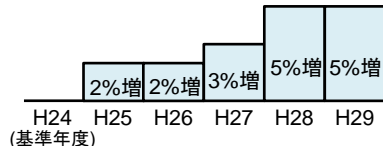
○所得拡大促進税制（平成25年度税制改正で創設）

基準年度と比較して一定割合給与等支給額を増加させた場合、支給増加額の10%の税額控除が受けられる。(平成29年度末まで)

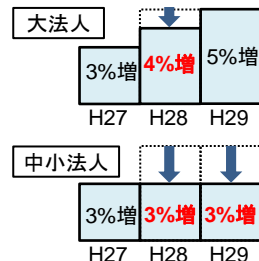
【要件】

- ・給与等支給額の総額が前事業年度より増加
- ・平均給与等支給額が前事業年度より増加
- ・給与等支給額の総額が平成24年度から一定割合以上増加(※今回以下のように緩和)

<現行>



<改正後>



【②付加価値割における所得拡大促進税制の導入】

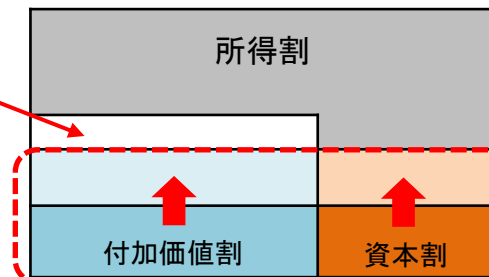
※資本金1億円超の法人が対象

- ・適用年度に従業員に支払った給与総額が、基準年度に比べて一定割合以上増加している場合、当該増加額を「報酬給与額」(※)から控除する(賃上げ分に係る付加価値割額を実質的に税額控除)。
- ・左記の所得拡大促進税制の要件を満たす必要がある。
- ・適用期間3年間(平成29年度末まで)

※付加価値割の課税標準たる「付加価値額」の一部。

付加価値額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料 + 単年度損益

賃上げ分を
控除



外形標準課税